

事業者排出量削減計画書 (新規)・変更

198

(あて先) 京都府知事	平成18
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
京都府宮津市字須津471-1	金下建設株式会社 代表取締役社長 金下昌司
	電話 0772 - 46 -

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	土木構造物の施工及び道路の舗装 建築物の設計、工事監理及び施工 舗装材料の製造			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月			
基本方針	当社はすべての領域の活動において、環境汚染の予防に努めるとともに、省資源、省エネルギー、建設副産物の発生抑制、リサイクルに積極的に取組、環境負荷の低減を図ることにより、1.6%の温室効果ガス排出量の削減を目指す。			
推進体制	社長を委員長とするISO推進委員会を設置している。組織の活動をグループ化(サイト)しており、実施計画の策定、毎月の進捗管理システムを構築する。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18~19	連絡車	軽油使用車両をガリソン車に換え、CO2排出量を17年度使用量に押さえる。	
	18~19	事務所グループ	現在の活動を推進していくことにより、CO2排出量を1%削減する。	
	18~19	施工(土木)グループ	現場事務所の電気を1%削減する。	
	18~19	施工(建築)グループ	現場事務所の電気を2%削減する。	
	18~19	工場グループ	現在実施している活動を確実にすることによりCO2排出量を2%削減する。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率(計画) (%)
	A 事業所等排出区分	3,881 t	3,819 t	-1.6 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 3,881 t	*2 3,819 t	-1.6 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	*1 3,881 t	(12)-(13) 3,819 t	-1.6 %	
特記事項	1. 当社ではISO14001を2002年(平成14年)8月に認証を取得し、電気の削減の取組みでは、2001年を基準として2004年に営業所において11.7%の削減を達成しており、以降維持に努めている。 2. ISO14001の取組において、グリーン購入、産業廃棄物発生抑制、環境対策型建設機械の使用の促進の活動を実施するとともに、建築設計においては、断熱に配慮した提案、営業においては、環境負荷の低減に関する提案等の活動を実施している。 3. エコドライブマイスターを7サイトに配置し、アイドリング・ストップ等エコドライブの徹底を図る。 4. 福知山営業所並びに京丹後営業所を18年度より新設			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の請
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 注3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する
 と、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガス
 両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における
 果ガスをいいます。
 注4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂
 果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減